

平成30年度 第1回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：平成30年7月27日（金）14時～

場 所：市役所別館3階 第3会議室

■会議次第

1 開会

2 議題

- ① 委員の紹介
- ② 平成29年度相談支援事業実績報告について
- ③ 門真市第4期障がい福祉計画の進捗状況及び取組状況等について
- ④ 障害者優先調達推進法に係る平成29年度の取組状況について
- ⑤ 門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業について
- ⑥ その他 自殺対策計画策定について

3 閉会

■配布資料

<事前配布>

会議次第

- 資料1-1 門真市障がい者基幹相談支援センター えーる実施状況
- 資料1-2 門真市障がい者相談支援センター ジェイエス実施状況
- 資料1-3 門真市障がい者相談支援事業所 あん実施状況
- 資料2-1 門真市第4期障がい福祉計画の進捗状況及び取組状況等について
- 資料2-2 自転車を使用した移動支援事業の実施について
- 資料2-3 自転車を使用した移動支援事業の実施についてアンケート用紙
- 資料2-4 自転車を使用した移動支援事業の提供についてのアンケート結果
- 資料3-1 平成29年度調達額実績及び実績表
- 資料3-2 障がい者優先調達目標と実績（経年）
- 資料3-3 平成30年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための指針
- 資料4-1 門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業について
- 資料4-2 地域生活支援拠点整備スケジュール
- 資料5 門真市自殺対策計画策定スケジュール（案）

<当日配布>

協議会委員名簿

座席表

門真市第3次障がい者計画冊子

門真市第4期障がい福祉計画冊子、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画冊子

資料2-2 自転車を使用した移動支援事業の実施について

資料2-4 自転車を使用した移動支援事業の提供についてのアンケート結果
門真市情報公開条例（抜粋）
審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）
門真市附属機関に関する条例（抜粋）
門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委員：小寺委員（会長）、小原委員、清石委員、古友委員、福田委員、大北委員、松本委員、中村委員、可知委員、野志委員、東野委員、松田委員、山本委員
事務局：障がい福祉課 狩俣課長、東谷課長補佐、池尻課長補佐、池田主任、伊達係員

■欠席者

委員：
中井委員（副会長）、大阪府中央子ども家庭センターの委員

■傍聴者：1名

■議 事
開 会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今より平成30年度第1回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会をさせていただきます、障がい福祉課主任の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して座って司会進行させていただきます。ここで委員の出席状況について事務局より報告させていただきます。本日の出席委員は、15名中、13名でございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。本協議会につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考えておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。

会 長： ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありましたが、何かご意見等ございますか。

会 長： 異議なしということで、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。それでは、傍聴者がいるようでしたら入室してもらってください。

事務局： それでは、早速会議に入らせていただきます。まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日配布しております資料は、協議会委員名簿、座席表、門真市第3次障がい者計画冊子、門真市第4期障がい福祉計画冊子、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画冊子、資料2-2 自転車を使用した移動支援事業の実施について、資料2-4 自転車を使用した移動支援事業の提供についてのアンケート結果でございます。また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせいただくよう、お願いいたします。

次に事前に郵送しております資料は、協議会次第、資料1-1 門真市障がい者基幹相談支援センターえーる実施状況、資料1-2 門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス実施状況、資料1-3 障がい者相談支援事業所 あん 実施状況、資料2-1 門真市第4期障がい福祉計画の進捗状況及び取組状況等について、資料2-2 自転車を使用した移動支援事業の実施について、資料2-3 自転車を使用した移動支援事業の実施についてアンケート用紙、資料2-4 自転車を使用した移動支援事業の提供についてのアンケート結果、資料3-1 平成29年度調達額実績及び実績表、資料3-2 障がい者優先調達目標と実績(経年)、資料3-3 平成30年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための指針、資料4-1 門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業について、資料4-2 地域生活支援拠点整備スケジュール、資料5 門真市自殺対策計画策定スケジュール(案)でございます。なお、事前に郵送しております資料のうち、資料2-2及び2-4につきましては、アンケート集計を現時点でのまとめに修正しておりますので、本日差し替えとして配布させていただいております。また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例(抜粋)、審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)、門真市附属機関に関する条例(抜粋)、門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)も配布いたしております。不足等がございましたら、お知らせください。

事務局： 続きまして、議題①、委員の紹介にまいります。本日は平成30年度第1回目の会議でございます。人事異動等により、今年度、新たに委嘱させていただきました委員もおられますので、委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

事務局： 種智院大学教授 小寺鐵也様。

会長： 小寺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 門真市医師会理事 小原時郎様。

小原委員： 小原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 守口保健所所長 松本 一美様。

松本委員： 松本でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 門真市社会福祉協議会事務局長 清石広一様。

清石委員： 清石でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 門真市民生委員児童委員協議会副会長 古友繁一様。

古友委員： 古友でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 門真市障がい福祉を考える会代表 福田章男様。
福田委員： 福田章男です。よろしくお願いいたします。
事務局： 晋栄福祉会総合施設長 大北淳様。
大北委員： 大北です。よろしくお願いいたします。
事務局： 門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス所長 中村浩治様。
中村委員： 中村でございます。よろしくお願いいたします。
事務局： 大阪府守口支援学校校長 可知万千代様。
可知委員： 可知でございます。よろしくお願いいたします。
事務局： 門真公共職業安定所統括職業指導官 野志秀憲様。
野志委員： 野志でございます。よろしくお願いいたします。
事務局： 門真市手をつなぐ育成会理事長 東野弓子様。
東野委員： 東野でございます。よろしくお願いいたします。
事務局： 門真クラブ・合同スタッフ会議代表 松田琴美様。
松田委員： 松田でございます。よろしくお願いいたします。
事務局： 門真市保健福祉部次長兼福祉事務所長の山本 栄子でございます。
山本委員： 山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局： ありがとうございます。なお、門真市身体障害者福祉会 会長で、本審議会の副会長である中井 悌治様、大阪府中央子ども家庭センターの委員は、欠席でございます。

事務局： 次に事務局の紹介をいたします。障がい福祉課 課長の狩俣でございます。
課 長： 狩俣でございます。よろしくお願いいたします。
事務局： 同じく課長補佐の東谷でございます。
課長補佐： 東谷でございます。よろしくお願いいたします。
事務局： 同じく課長補佐の池尻でございます。
課長補佐： 池尻でございます。よろしくお願いいたします。
事務局： 同じく係員の伊達でございます。
係 員： 伊達でございます。よろしくお願いいたします。
事務局： よろしく申し上げます。それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しく申し上げます。

会 長： はい、それでは早速お手元の資料に添いまして、議事に入ってまいりたいと思います。次第の議題②、平成 29 年度相談支援事業実績報告について、市が委託しております門真市障がい者基幹相談支援センターえーる、門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス、門真市障がい者相談支援事業所あんより、それぞれご報告をお願いいたします。宜しくお願い致します。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい、門真市障がい者基幹相談支援センター えーるです。宜しくお願いします。座って説明させていただきます。門真市障がい者基幹相談支援センターえーるは、平成 27 年 3 月に門真市保健福祉センター 1 階で開設したセンターで、職員体制は 2 名となっています。

平成 29 年度の基幹相談の業務実施状況は、資料 1 - 1 に記載しております。基幹相談の業務実施状況は、総相談件数（支援内容）は 1,332 件となっており、前年度の 1,368 件と件数の変化はほぼ見られません。支援方法においても前年度と比較して、訪問と同行の増加の割合が少し高くなっているものの、各項目の相談件数に変化はほぼありません。基幹相談の（3）の支援方法の特徴はケア会議数が 127 件、関係機関 566 件と、他機関と連携する 2 項目のみで、全体の相談数の半数を上回っていることが 3 年連続となっている点です。平成 29 年度の相談内容の特徴として、アルコール依存、ギャンブル依存など、依存症の方からの相談や、依存症の方を支援する関係機関からの相談の割合が高い年度でありました。これらの依存症の方の相談は、依存症による生活の乱れから対人トラブルに発展するケースが多くあります。しかし本人はトラブルの原因となっている依存症の病識がほとんど無く、加えて治療意思がないことが大きな問題となっています。基幹相談が介入しているケース等でも、適切な医療を受けていない方が多く、障がい福祉の関係機関だけでは、トラブルに発展する原因となっている依存症という病気に対するアプローチができず、発生したトラブルの事後に対応する生活支援が主となっています。これらの場合、実際に在宅の支援に入るヘルパーや相談支援専門員への負担が大きく、一部の居宅介護支援事業所の担当者から耳にする情報では、依存症の方の支援を含む障がい福祉のヘルパー業務は、ヘルパー自身にかかる精神的負担が大きく、派遣可能なヘルパーが介護保険のヘルパーと比べて少なくなる上、利用者が自宅へ派遣されるヘルパーの選り好みなどもあり、1 ヘルパー事業所として受け入れ可能な件数が限られてしまうと聞いています。

中にはヘルパー事業所の登録ヘルパーが障がい福祉サービスの派遣を経験し対応に苦慮し、派遣要請を断るケースも見られており、障がい福祉全体のヘルパー不足の原因の一つにもなっていると考えられます。依存症を原因するトラブルそのものを解決していくためには、相談者が依存症の病識を正しく理解し、適切な医療へ繋げていくことが必要です。そのためには守口保健所医療相談の活用と、場合によっては保護課による受診命令が必要であり、これらの制度を活用し各関係機関が一つの支援チームとして協働し、困難ケース等に対応できる支援体制の構築を行う調整役を基幹相談は求められています。続いて基幹相談の業務の一つである門真市障がい者虐待防止センターとしての活動について報告させていただきます。

平成 29 年度の虐待ケースの件数や相談傾向は前年度と比べ大きな変化は見られていません。活動内容は、基幹相談が虐待防止センターの業務を開始して以降、初めてとなる、警察官と障がい福祉課担当ケースワーカー、基幹相談職員が協働し、同時に自宅訪問を行い、被虐待者の安全確保のために一時保護を実施したケースや、ネグレクトの疑いで安否確認できない利用者に対して、門真市と協働し隣宅の親族や、他市在住の親族宅を複数訪問し、聞き取りを行なうなど虐待防止センターとして、積極的な活動ができたと考えています。その他、虐待防止や虐待の早期発見を行なうための取り組みとして、医療系職員対象の障がい者虐待研修へ講師として出席。医療側の研修参加者は、関西医科大学総合医療センターを中心に様々な病院の医療従事者 79 名となっており、障がい者虐待の早期発見の確率が

高い医療分野に対して、障がい者虐待防止研修を通じて、広範囲で、且つ多くの医療従事者と基幹相談の職員が顔の見える関係を築けたことは、大きな成果と考えています。虐待防止センターとして、平成29年度の活動で改善を要する点は、虐待の初期対応後の継続したフォローアップや、虐待の認定に至らないものの家庭への支援が継続して必要な場合などに、適切なフォローアップができていないケースが複数見られた点です。これらのケースの継続した支援について、平成30年度は機関同士の連携を強化し、基幹相談以外の関係機関にてフォローアップ可能な支援体制について検討する必要があると考えています。以上が門真市障がい者基幹相談支援センターへの報告となります。

門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス：

はい、門真市障がい者相談支援センタージェイ・エスより、平成29年度の実施状況を報告させていただきます。それでは席に着かせていただきます。資料1-2をご覧ください。まず、相談者の実人数、障がい種別、男女内訳、支援方法、相談内容、相談経由等につきましては例年と比べて大きな違いはなく、例年通りの数字・動きになっております。当センターには「人間関係についての悩み」「お金の悩み」「トラブルに巻き込まれたことへの悩み」「健康についての悩み」など様々な相談があり、対応しております。実施状況にも記載しておりますが、その中でも「社会資源についての支援」「不安の傾聴」「生活技術に関する支援」についての相談が多く、この3つが相談の柱となっています。「生活の中で出てくる悩みを傾聴し、その内容に応じてそれぞれの社会資源に繋げていく」という、まさに当センターの機能そのものが相談傾向全体に現れていると感じております。相談支援を実施している中で、常々大事にしていることは一人一人に対して継続的に関わっていくことだと感じております。

実際の例をあげますと、社会との接点が少ない長期入院されている方のケースについては、定期的に病院にて面談の機会を持ち、病院以外で社会との接点を持つように傾聴を通して様々な情報提供を行ってきました。最近では退院後の地域移行の話が浮上してきており、継続しての関わりから見えてきた動きかと感じております。他にも、お子さんが障がい者で、親子間で意見の相違が常にあるご世帯のケースについては双方の話を何度もお聴きしたり、同時にお二人のお話をお聴きしたりと、相談を重ねることで方向性が見えてきたケースもありました。

情報提供のみに留まらず、ご本人がまだ表出されていないお悩み等にも目を向けながら継続した関わりを今後も意識していきたいと考えております。会議につきまして、参加している会議についても例年と大きな違いはなく、協議会と各部会、それ以外の会議や各研修会等に参加させて頂いております。平成29年度での目立った成果としては、門真市地域移行・地域定着支援会議及び障がい者差別解消専門部会において、平成30年度から会議の構成機関として当事者団体にも参画頂く運びとなり、年度中に参画に向けてのヒアリングが行われました。実際に平成30年度より参画頂いております。これまで以上に当事者目線での課題抽出ができるようになったのではないかと感じております。また門真市地域移行・地域定着支援会議においては、グループホーム事業所意見交換会を実施することができました。これまで門真市にはなかったグループホーム事業所同士の横の繋がりを

強化する機会にもなり、連絡会が立ち上がれば、地域課題の抽出の場としても期待が持てるかと考えております。全体のまとめと致しまして、総括にも記載させて頂いております通り、ヘルパー不足の問題については、門真市クリーンセンターが行っているふれあいサポートを活用したケース、金銭的なことへの相談については、障がい基礎年金申請までの支援をしたケース、障がい者の余暇については、障がい者の風船バレーチーム立ち上げに向け協力をしたケース、相談や同行等を通して引っ越しを実現させたケース、他にも継続的な関わりを通して関係機関に繋ぐことができたケースなど、平成 29 年度、当センターとして行うことができた実績例をあげさせてもらっております。福祉サービス利用者については相談支援専門員が一人一人についています。福祉サービスでは補えないような相談事については当センターが担っていくことと考えており、今後もきめ細やかなコーディネートができるよう、各機関とも連携強化をして行きたいと思っています。何よりも相談者ご本人の持つ力、ストレングスに重きを置きながら、一緒になって問題解決に取り組んでいきたいと思っております。また、協議会の各部会において平成 30 年度より当事者が本格的に参画されることになったことで、より当事者目線の地域課題を抽出できたと考えております。障がい者個人への支援はもちろん門真市全体の福祉において、より機能できる機関として平成 30 年度も活動を実施していきたいと思っております。以上。ジェイ・エスからの報告でした。有難うございます。

門真市障がい者相談支援事業所あん：

門真市障がい者相談支援事業所あんです。よろしくお願ひいたします。座って失礼致します。

あんは精神障がい者地域生活支援センターとして平成 15 年 4 月に開所し、平成 18 年 10 月から障害者自立支援法により、地域活動支援センター事業と相談支援事業の 2 つを行っています。主な支援対象を精神障がいとして門真市から障がい者相談の委託をいただいているのと、指定特定相談でサービス等利用計画の作成を行っています。職員は施設長 1 名、常勤専任 1 名、常勤兼務 1 名の計 3 名です。個別支援の状況はお配りさせていただいている資料の 1 - 3 の通りとなっています。平成 29 年度を振り返りまして、相談いただくケースの中でも、継続的に本人、医療機関、支援機関と関わるのは薬物依存、アルコール依存、高次脳機能障がい、治療中断などいわゆる困難事例と言われるケースになります。地域の相談支援体制の窓口として相談がありますが、薬物依存については民間の機関としては限界があるというのが実情です。精神障がい者を主な対象としている相談支援事業所は市内では当事業所だけではありますが、抱え込むことがないように各関係機関と連携して支援にあたるように心がけています。委託相談として相談を受けたケースから計画相談へとつながり、日常生活支援のために居宅介護、生活介護事業、就労支援のための就労継続支援 A 型、B 型、就労移行支援など各種障がい福祉サービス事業所と連携して支援の形をつくっていく支援を行っています。実際に当事業所を利用しない場合でも、繋がった先と連携し、バックアップをしていく位置づけとして継続して関わっていきます。市内の指定特定相談事業所が増えたこともあり、今後は計画相談を進めていくことよりも委託相談が期待され

ている困難な事例への対応を求められており、特に精神障がい者に対してより専門的で丁寧な対応が求められると考えており、ここが今後の課題かと思っています。

簡単ではありますが、門真市障がい者相談支援事業所あんの報告とさせていただきます。有難うございます。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい、続きまして基幹相談のえーる、委託相談のジェイ・エス、あん、計画相談を実施する指定特定相談支援事業所を含めた全体の相談支援事業の総括の報告をさせていただきます。昨年度は、相談支援専門員が相談者のニーズから把握した地域の課題や各関係機関から聞き取った地域課題を、相談支援事業全体で集約し、地域の課題をサブ協議会へ発信することができました。さらに行政や他の関係機関から相談支援事業に対して地域課題の解決に向けた検討や活動を求められるなど、障がい福祉全体の地域課題解決に相談支援事業が中心となって議論し、意見、提案、活動を行っていくことができた年度であったと感じております。相談支援事業からサブ協議会や専門部会へ発信した具体的な内容として4つあります。

まず1つ目は、診察が伴わない入院時や退院時には、病院までの移動等に通院介助やガイドヘルパーの福祉サービス利用ができない問題についてです。通常通院時は自宅から病院までの移動等は通院介助が認められていますが、受診を伴わない入退院の病院までの移動や病院から自宅への移動では、これまで障がい福祉サービスが利用できませんでした。

この問題を相談支援事業から地域課題の発信を行い、入退院時にガイドヘルパーが認められるようになりました。これまで相談者が自費でヘルパーに依頼、またはボランティアで賄っていた入退院時の病院までの移動の支援を、障がい福祉サービスとして安心して利用できるようになりました。

2つ目は、生活保護世帯の方が障がい年金申請を行なう場合に、社会保険労務士などの専門家の支援を依頼した場合、発生する専門家への報酬を支給された障がい年金で支払うことが認められていない問題についてです。これまで生活保護世帯の方が障がい年金の支給決定を受けた場合、全額保護制度の収入認定され生活保護の生活費と見なされるため、発生する専門家への報酬を障がい年金から支払うことができませんでした。

相談支援事業からこの問題についてサブ協議会にて課題発信を行い、専門家の利用に係る報酬を支給された年金で支払うことが認められました。具体的には支給された障がい年金から専門家へ報酬を支払い、残りの年金額だけが収入認定され生活保護費となるようになりました。障がいのある方が生活保護から抜け出し自立するために、就労賃金のみで自立することは非常に難しく、精一杯頑張っても就労賃金だけで生活保護から抜け出すことができず、生活水準がほとんど変わりません。それどころか就労することで、昼食や必要経費が必要になり、就労していなかった時より生活水準が低下するといった逆転現象も発生していました。

このような場合に、障がい年金という生活の土台となる収入があることで大きく状況が変化します。生活保護から自立するためには、実際の生活費と収入のバランスを取る必要があります。障がい年金が支給されていない方が自立した生活

をするために、ある一定の収入を見込める求人を選ぶ必要があり、作業能力と仕事の内容がマッチングできておらず雇用に結びつかないケースや、障がいの特性に合わない働き方や適性が低い仕事内容を選ぶことを余儀なくされ、雇用後に継続できないケースもありました。

しかし障がい基礎年金の申請が認められることで、実際の生活費と賃金の高低による問題が大幅に改善され、仕事内容や働き方を選べる事が可能となり、保護から自立に向けた支援の幅、可能性が広がりました。

3つ目は、基幹相談のえーる、委託相談のジェイ・エス、あんが、門真市地域協議会の専門部会に位置付けられている地域移行地域定着支援会議の事務局メンバーとして、障がい福祉課と協働し、門真市内のグループホーム事業所へのアンケートを実施、グループホーム連絡会の立ち上げに向けたサポートを行いました。

これまで門真市には、グループホームの事業所が集う場がありませんでしたが、グループホームに関係する地域の課題を集約、検討が可能となる場、グループホーム連絡会を平成29年度中に立ち上げることができたこと、平成30年度に向けそのグループホーム連絡会に対して、地域移行地域定着支援会議へ代表の派遣要請を打診できたことは大きな成果と考えています。

4つ目は、平成28年度から継続課題となっている計画相談の質の向上について、全相談支援事業所が参加している門真市障がい児者相談支援連絡会で検討し、様々な取り組みを行った一年でありました。

計画相談の質を向上させるために特に重要となる課題は、計画相談を行う相談支援専門員の人員不足の改善となっています。この課題に対して門真市障がい児者相談支援連絡会と門真市障がい福祉課が協働し、障がい福祉サービスの通所サービスを提供している事業所と放課後等デイサービスを実施している事業所へ、門真市における計画相談の質を向上させるために必要な相談支援専門員が大幅に不足している現状を伝え、各事業所が相談支援専門員を配置し計画相談を実施する指定特定相談支援事業所の新規開設の関心の有無や、開設にあたって支障となっている原因を把握するために事業所向けアンケートを実施しました。

それ以外でも指定特定相談支援事業所の開設の可能性のある法人等へ個別に働きかけを行うなどの取り組みにより、平成29年度中に3箇所の指定特定相談支援事業所が新規開設となりました。

その一方で、障がい福祉課と基幹相談で予定していた門真市内の介護保険系の全社会福祉法人に対して、指定特定相談支援事業所開設の働きかけが交渉段階で難色を示され、全く成果を出せなかったことや、平成29年度では、指定特定相談支援事業所の事業撤退、また事業縮小がそれぞれ1箇所あり、3箇所の指定特定相談支援事業所新規開設の成果が、計画相談の質の向上に至るまでの相談支援専門員の人員不足の改善にはなりませんでした。

実際に本協議会にて作成した門真市第5期障がい福祉計画の当事者団体アンケートやパブリックコメントでは、計画相談を行う相談支援専門員への不満が明らかとなり、現在の状況を改善することが求められています。

計画相談は全ての障がい福祉サービスの基本となる部分であり、他の障がい福祉サービスのように機能しないのであれば、その他のサービスで穴埋めすること

は一切できません。相談支援専門員の人員不足という計画相談の課題は相談支援事業だけの課題ではなく、門真市の障がい福祉分野全体の課題と門真市障がい児者相談支援連絡会では考えています。

門真市障がい児者相談支援連絡会にて計画相談の質の向上に向けた検討をする中で、相談支援専門員の人員不足と、事業として採算が見込めない計画相談の状況について度々の検討をおこなっていますが、一つの専門部会だけで解決できる課題ではない大きな問題です。そのため平成30年度に向け協議会の各専門部会にて検討課題として協議を実施してもらうための調整や、医療など他分野の事業所連絡会などへ指定特定相談支援事業所新規開設の提案を行っていくことも検討しています。門真市障がい者地域協議会でも、門真市における相談支援専門員の人員不足について検討されることを門真市障がい児者相談支援連絡会は望んでいます。

以上の4つが相談支援事業からサブ協議会や専門部会へ発信した内容となっています。

続きまして、平成29年度にサブ協議会から相談支援事業へ検討を求められた「専門部会への当事者参画について」です。

当事者の専門部会へ参画については、平成28年度の本協議会で発案があり、平成29年度にサブ協議会事務局会議が中心となり、サブ協議会や複数の専門部会で当事者の参画の在り方について繰り返し検討を行いました。その検討結果を踏まえ、平成30年2月27日に当事者団体とサブ協議会事務局会議のメンバーが専門部会への参画の方法について協議を行ない、平成30年度中に2つの専門部会へ各当事者団体が参画することとなりました。

相談支援事業では当事者団体が専門部会へ参画したことで、当事者団体の意見を反映し、さらに充実した会議となるため、要望などを伝える場だけではなく、どうしたら地域での生活が良くなるのかを考え、同じ立場で検討していく会議となる必要があると考えています。

平成30年2月27日の当事者団体との協議の中で、障がいによって同じ課題でも課題の捉え方が異なる部分があり、一つのテーマで障がいごとに様々な意見や課題が見つかることを知ることができました。

参加者全員が納得できる形で会議を進めていくためには、当事者団体を含めた会議へ参画する委員全員が各障がいについて理解を深め、議論を深めることができる共通の認識、障がいごとの相互理解がある状態であることが必要です。その上で地域課題について時間をかけて丁寧に議論していくことで、当事者参画に本当のメリットは生まれると感じています。

この各当事者団体の活動や置かれている状況を理解し、会議へ参画する委員全員が相互に理解し話し合える状況を効率良く進める手段、方法を、本協議会からご意見を頂ければ、平成30年度の専門部会にて取り入れていきたいと考えています。アドバイス、助言を宜しくお願い致します。

以上が相談支援事業の総括となります。

会長： はい、有難うございました。ただいま相談支援事業所からの報告について、この件に関しまして委員の皆さん、何かご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

今、当事者が30年度から2つの専門部会でしょうか、参画されているという事ですが、当事者団体と言うのは、どの団体を指しているのでしょうか。何処の部会に誰が入るのか調整されたという事ですね。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい、団体名をそのままお伝えしたらいいのでしょうか。お手元に配付してあります冊子の障がい福祉計画の裏のページのところに、当事者団体の名簿があるかと思えます。

すみません勘違いでした。お配りしていない資料である福祉のしおりに記載でした。

事務局： 正式名称をお伝えします。門真市身体障害者福社会様。門真市視力支援協会様、門真市ろうあ部会様、門真市聴覚障がい児者親の会様、後、特定非営利活動法人門真市手をつなぐ育成会様、門真クラブ様、以上の6機関となっています。

会 長： 参画されている障がい種別で言えば3障がいが入っておられるのですか。

事務局： はい、身体障がい、知的障がい、精神障がいの方という事になっています。

会 長： 専門部会では、かなり発言とか上手く溶け込んで運営されておられるのですか。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

平成30年度において実施している中になります。現在地域移行地域定着支援会議において、当事者が参画して2回目の会議が、先日開催されたということになっています。1回目は、先程の障がい団体の6機関の中から4団体の方が参加していただきました。2回目に関しましては2団体の方が参加していただきました。会議の参画のあり方につきましては、負担なく会議に参加できるように、委員の方々がご出席できない場合でも、議事録の発送であったり、案内を送ると共に、当事者団体で毎回参加できない、もしくは参加を表明していない団体に対しても、毎回の議事録の発送を行い、いつでも会議へ参画が容易にできるように門戸を広げている会議の形を取らせていただいています。その中で今回は2団体という事になっています。

会 長： もう1点だけ、年齢構成はどういうふうになっていますか。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

参画している障がい者団体の会議参加者の年齢でしょうか。構成は一部高齢の方から50歳台の方かと思えます。

L委員： 地域定着の所と、当事者参画に関しては何処の部署にも入れてくださいという事で提案事項としてあげていたが、取りあえずと言う事で、地域移行地域定着の専門部会に参画しました。あと今後作っていかないといけないという事で、権利擁護の部会の準備会と言う事で参画をさせていただくことになりました。門真では当事者団体の人たちが、集まってそれぞれの団体で、それぞれ困り事を共有するという場面があまり無かった物ですから、今回集まるとそれぞれ困り事が違っていますので、本日の協議会に欠席の中井副会長も、これらの専門部会に当事者団体の代表として、ご出席でしたので、もしいらっしゃったら、ご発言いただけたかなと思いますけれども。生活に困っていない団体さんもいらっしゃって、どうして此処に出席しないといけないのかと、本当の話で、第1回の時にはその様な話をされた団体さんもいらっしゃいました。その辺で精神の方も、当事者団体といえども、本人が会議へ来

て自分達の困り事を言えないのではないかということで、支援の方が会に出てくださっています。それでも追々自分達の本当の困り事を、自分達の口でしっかり伝えるようになる場所が少しでも頂いたという事で、前向きに出席させていただいて、声を届けて行きたいなと思っています。他の部会も自分達の声が届かないと、先日地震があった時も、実際私たちの子供達は電車に乗っていたりとか、何処でどうなっているのか、中々確認できないという困り事が有りました。それらの辺りも市の危機管理のほうでは、要支援者名簿に知的障がい、発達障がいの人を載せていただけなかったという事を申し上げて、市長まで要望書をもって行きましたが、直ぐに改善する事が出来ず、ハザードマップ等を書いて下さらなかった。それを早急に書いて欲しいという事ですが、次回作る時にと言う事で、置き去りにされているんです。でも実際何処で何が起こるか分からないので、早急な対応を望んでいます。そんな状況で取りあえず一步前進しました。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい、L委員ありがとうございます。いまL委員がおっしゃっていたように、まだ2回目と言う事で、実施させていただいて強く感じたのが、こちらにも書かせていただいているように、各々の団体でスタンスがちがうということ、1つの課題でも捕らえ方が違ったり、考え方が異なるという部分で、やはり共通認識をするというところを丁寧に行ってから協議に入っていくと、会議自体がなかなか上手く運営できないな、というところを強く感じました。その各団体が共通認識を持てるための手段という部分で、何だかのアドバイス、ご意見を頂ければと思い、今回この場で発表させていただきました。

会長： はい、と言う事で何か、委員の方、何かアドバイスはございませんか。ちょっとね、年齢的にちょっと若い方が居られたら良いかなという感じはするのですがね。それと個々にね、専門部会に入っていきますでしょ。そうするとその情報は、入った人しか分からない。だから他の専門部会に入っていない人にとっては、よく分からない。良く分からないですよ。何処に入って、何を話して、どういう結論になったのかと、あまり横の連絡とかはないわけですね。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

議事録に関しまして、参画する、しないに関わらず、当事者団体には、議事録を発送するという事になっています。当事者団体の中で情報の共有が必要な場合、当事者団体がどの様な専門部会に参加して、その専門部会でどの様な協議がされているかを周知できるような体制はとらせてもらっています。

会長： 普段の専門部会活動に参加するのも良いと思うんですけども、例えば今回の大きな災害で防災が話題になりましたよね。その場合にそれぞれの方がいざとなった時に、どうしているのか、いかがしたいのか、という事などをどちらかと言うと行政が投げかけて、こういう問題があるがいかがお考えですかとか。行政が課題を与えるといたらおかしいが、テーマを与えて、それについて当事者の方がどういう思いを持っているのか、吸い上げるというのも一つの方法かなあと思うんですけどね。

自由に話をするというのは難しいので、一人ひとりに合わせないといけないし、雰囲気有るし、そういう事よりも防災の事であるとか、バリアフリーの問題である

とか、そういう事についてご意見をもらおうとかそういうこともあっていいのかと思います。他の委員の方、ご意見ありませんでしょうか。

E委員： はい、考える会のEです。この間の地震が有りました時に考えましたのは、どれ位の規模で門真市さんが防災のことにに関して情報を流してくれるのかと言う事だったんですね。この間の地震でも被害があったと思うんですね。ですからどの時点で、情報が流れるのか、どこに尋ねたらいいのか、そして災害の規模によりますけれど、誰が助けてくれるのかという事をすごく感じました。以上です。

会 長： という事で、いざとなった時、どういうシステムで動いていくのかが、もう一つわかりにくい。普通の健常者でも分からない。ハンディを抱えた人にとってはかなり大きなことなのかなと、多分いろいろ個々によってニーズは違うと思うんですよ。電動車椅子に乗っている人であったらバッテリーの問題がどうなっているのかとか、人工呼吸器もそうだろうし、人によってそれぞれ課題は違うと思うんですね。そういう事が一つ一つ出せる事が、そういう方達の声が集約される事が大事かなと感じます。他に何かございませんか。はい、どうぞ。

B委員： 部会として、持たれている様々な障がい特性によって、ニーズが違うという話を頂いていて、一つの会としてしまうのは難しいだろうけれども、やはりその違いが、逆にはっきり分かるような意見の吸い上げ方をさせていただくということ。保健所は、災害の時の例えば福祉避難所であるとか、色んな取り組みを市とやっていっている中で、できる限りニーズが分かるとそれを基に考えて行きやすいかなと思っていますので、災害だけに限らず、他のいろんな物事に関しても、障がい特性ごとに、それぞれの違ったポイント等を頂けるのは重要な事だと思うので、専門部会でそのようなことが出来ればと思っています。

会 長： はい、有難うございました。他ございますでしょうか。

C委員： 計画相談の事なんですけど、指定特定相談支援と言う事で、相談支援専門員の人員不足という事で、昨年度から言われていると思いますけど。平成30年度に国の方で、モニタリングの回数を増やすとか、相談件数ですね1ヶ月当たり35件までとか、40人なら少し加算がつくとか言われていたり、というような報酬単価を見直しということを基幹相談と市のほうで、他の介護保険系列の社福法人に対して計画相談の開設の働きかけをされたという事を聞いていますので、その上で報酬単価が増えますので参画ですね、どうでしょうかという働きかけみたいなのを再度されたいかがかなと。今日、社会福祉法人晋栄福祉会総合施設長のF委員が来られていますので、やはり介護保険関係と障がい福祉サービスですね。65歳問題ですね。その辺が関係すると思いますので、ちょっと手を組んで頂いてですね。障がい福祉サービスと介護保険のほうですね。どちらにせよ地域共生社会とか、将来的には結びつくというのが有りますので、今回の平成30年度の国の方の報酬単価の見直しと言う事で、相談支援専門員の人員不足、それと質の向上に繋がるかなという風に思いますので、再度、市内の介護保険の法人さんと、障がい福祉課、高齢福祉課ですね。あと相談支援専門員の事業所とですね。そういう、指定特定相談支援事業所さんが増えるような働きかけを、再度されてはどうでしょうか。

会 長： 難しい問題ですけど、それぞれ努力というか、取り組みはなされているかと思うんですけども、65歳問題とか、ケアマネさんとの連携とかされているので、そ

ういうところでの繋がりはあるが、肝心の相談支援専門員の数の問題であったりそうなってくると、介護報酬とか国の制度の問題が出てくるので、そこらへんが難しいですね。晋栄福祉会さん、ちどりさんとか外国の方を採用されていたりとか良く聞くのですけど。

F 委員： まず一つ先程の報告でもありましたが、人的確保というところがどの分野ともとは思いますが、特に障がい、介護共に人の確保が難しいと思います。確かに当法人では外国人の方は、たくさんおられまして、今年3月に出来た新しい施設を含めて、20～30人位の外国人の方が働いてくださっています。日本語の習得もされていますので、日本人とほぼ同等の方も沢山いらっしゃいますが、相談支援とかになると、その方、個人だけではなく、バックボーンであったりとか、地域の福祉の力がどの程度あるのかとか、それらたくさんものが加味してきますので、人の確保とか人を育てていく形とかは、事業所それぞれ有りますので、努力をされていると思いますが、中々直ぐにパッと実が開くわけではないので、これに関しては時間が掛かるのではないかなと思います。明確な答えではなくすみません。

会 長： 有難うございます。ま、どちらも着々とやっていかないとしょうがないですね。出来る所からやっていくという。

L 委員： 質問です。相談支援の話が出たので、中身について充実という事が、人の確保は勿論なんですけれどもなければ無いなりに、じゃどうするかという事を考えないと、暮らしを守らないといけない弱い立場の人が、親支援が有りきで生活が守られています。私達は、親が亡くなった時にどうなるんだろうという事がとっても心配なので、相談支援の方々にとっても期待をしているし、頼りにしたいと思っています。人が居ないからと言っても、今の状況で100%を目指して動いてくださいました。とてもいい事だと思っています。だけれども、必要でない方にまで1回、2回のモニタリングを掛けるのであったら、今暮らしに困っている、ネグレクトの家かもしれない、お家が大変な状況の所に人を当てて、安定した所は自分のセルフプランありきにして、本来の暮らしを守らないといけない人に相談支援専門員を当てて、きちんと相談支援事業所の職員が対応できるように支援して下さらないと。きっちり6ヶ月に1回来てくださいますよ、モニタリングは。でも子どもの暮らしは、6ヶ月で1時間話しても話足りませんし、子どももいろんな状況を示すので、安定した所を見れば安定していますといわれても、暴れる日もあれば、体調不良で寝込む日もありますし、通所したくないという時もありますし、6ヶ月間の間に色んな日があるじゃないですか、それをきっちり見て貰う為にはやっぱり頻度を上げて、大変な人の所にはたくさん行って、実態を見てもらわないと親に代わる支援は出来ないと思うんです。本当に安定して、私の所はこのままのプランでいいのにといい方も沢山いらっしゃいますじゃないですか。でも同じ様な支援を平等に下さっています。支援と言うのは平等に与えるのが良いのではなくて、やっぱり必要な人に必要な量、移動支援も30時間とか、放デイ15日みたいな平等性を保つ行政も分からないことは無いんですけども、必要なところに支援を与えるためには、このままの状況について、ケアプランをただ紙に書いて親の所に持って来て、事業所にも見に行ってくださいます。でもサービス調整会議が本当に少ないんです。でもやっぱり関係者が集っていただいて、その場で共有していただく事で親は知らない情報もはいつてき

ますので、今年度からサービス調整会議ですよ、プランの時には必ず係わる人が集まる。学校もふくめて是非、プランに入っていたきたい。教育、福祉の連携が弱いように感じていて、学校で何をやっているのか、私達の福祉の場面で何をしているのか、家庭で何をしているのか、バラバラの事が良くあるので子供が一番混乱します。当事者本人が混乱します。そういう事が起こるので、相談支援専門員の方がまとめていただいて、お母さん、このような支援をしていった方が子ども達にはいいですよ。というようなまとめ役のところ、親にも支援が欲しいですし、本当に困ったところに支援を当てられるように是非サービス調整会議を持って、子ども生活を守ってほしいなと思っています。勝手なことばかりを言っていますが、今の現状ですぐに相談支援専門員が増えないのであれば、じゃあ次何かという手立てを考えていただかないと、いないから次また10年過ぎてしまうことになり、とても大変な事態になるんです。すみませんが宜しくお願い致します。

会 長： はい、有難うございます。他ございませんでしょうか。

E委員： はい。

会 長： どうぞ。

E委員： 相談支援の話が出ましたので、一つ考えてほしいのは生活保護に関する人が多いんですね。どちらかというと知的障がいを中心にしているんですけど、精神障がいの方、また生活困窮者の方の障がいを持っていらっしゃる人の計画相談が増えてきているような感じがする。今おっしゃったように障がい支援は不平等でも良いかなと思いますね。必要なところに必要と考えているんですね。ですからそういうにしてバランス感覚を持った支援が必要だし、そのようにしていただきたいと思うんですね。それからグループホームが最近増えているんですけども、生活保護を前提とするようなグループホームも結構あるんですよ。障がい畑から上がってくる方々のグループホームの値段と、高齢というわけではないんですけども、企業ベースで考えるグループホームが生活保護を念頭とした、最初から考えずに生活保護を念頭としたグループホームが増えているように思うんですね。そういう意味でグループホームの部会ができるというのは本当に良かったと思うんですけども、そのへんで金額的とか考え方の淘汰をね。少しそこでされたらと思う。以上です。

会 長： はい、有難うございました。他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

L委員のお話にあった部分のところですね。セルフプランの部分で本当に必要なのか、どうなのかを何度か協議させていただいた形にはなっています。セルフプランを実施するに当たって、本当に丁寧に進めていかなければならないことと、加えてご指摘のあるサービス担当者会議開催について、まだまだ足りていないことが実情ではありますが、本当に必要なケースに関しましては、この相談支援事業の実績報告にあるえーる、ジェイ・エス、あんの3センターのみの数字ではございますが、3センターのケア会議を合わせまして358回という数字になっておりまして、それ以外でも他の指定特定相談支援事業所も実施しています。まだまだ必要と求められているニーズに実績が足りていませんが、相談支援専門員のできる限り実施してきていることと、あと障がい福祉サービスを利用されている障がいのある方へ、6ヶ月に一度のモニタリングは計画相談に最低限必要な数字というところで、相談支

援専門員は考えてきて進めてきている。その中で、やはり相談支援専門員が少ないという問題に対して、先ほどL委員の発言にありましたように先延ばし、先延ばしするのは本当に限界があります。相談支援全体で事業所開拓を進めても、既存の事業所が撤退・縮小が繰り返され改善されない中で、今一度、計画相談の相談支援専門員の人員不足について、ここで議論していただいて、解決に向けた本協議会として行政への発信をしていただけることが、計画相談の道を開く第一歩と考えていますので、今一度ご意見を委員の皆さんから頂きたいと考えています。

A委員： 相談支援専門員の人員を増やすためにぶっちゃけ何が必要だと思いますか。経済的なお金なのか。それとも有識資格者であったりとか、経験者を確保することなのか。それとも有識資格者、経験者を育てると言ったことを作るべきなのか。なにが一番大切やと思いますか。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

まず相談支援専門員になるに当たって、必要な経験年数が5年ないし10年となっています。障がい福祉サービスの中で、5年ないし10年の経験を持つ職員を今まで従事している業務から相談支援専門員の業務に配置するといったことは、法人にとって非常にリスクが高いことになっており、そのリスクを踏まえた上で配置するには採算が見込めない。先ほど説明しました報酬の単価の部分ですね。法人として事業運営の見込みが取れないことが、相談支援専門員が増えない理由と聞いています。実際に大阪府の相談支援専門員の資格が取得できる研修は多く実施していただいています。研修を修了し相談支援専門員の資格を有した方の中で1割2割程度しか相談支援専門員の実際の業務に配置されていないと聞いています。

A委員： その資格はもっているけれども実際は相談支援専門員としては働いていないと、そのような方をどのように掘り起こしていくことが必要か。例えば私は医者ですけれども、看護師さんなどは結婚されて退職されて仕事していない方を、この看護師不足の中で様々な医療機関が短時間のパートであったりとか、働き方を変えてとか、給料面を優遇したりとか、何とか現場に復帰できる形をとっているのですけれども、相談支援専門員においても如何にして休んでいる人たちを現場復帰させるか。子育てをされている方の支援をすることであるのか、働き方の時間などを調整することなのか、そのようなことを具体的にしていく。一つの機関だけがするのではなく、全体的なところで進めていくことが可能なのかっていうところが大切なんではないか。そのようなことで良い方法とかがないのでしょうか。

会 長： 相談支援専門員の潜在的ニーズが埋もれている可能性は考えられますかね。門真市民に相談支援専門員の不足を周知すれば何かは反応がある、確保できるといった広報不足的な問題はありますでしょうか。それとも制度そのものを変えていく必要があるのでしょうか。

事務局： 相談支援専門員の人員不足の問題は大阪府全体でも考えていただいていますので、大阪府の相談支援専門員の研修を終了し、実際の資格をお持ちの方の情報提供を大阪府から門真市は頂いています。その情報をもとに相談支援専門員としての活動に向けて当たらせて頂いても人員配置の問題で無理ですと断られてしまっています。法人の中でも異動がありますので、その中で現在は相談支援専門員として活動がで

きないとお返事が一部にあります。それと大阪府として相談支援専門員研修を計画している。その研修に通常の研修受講申し込み枠以外に、門真市として相談支援専門員研修を優先に受けることができる優先枠が年間7名分あります。これは各市人口比率で割り当てられている枠数となっていますが、これすらも埋まらない状況です。研修に行ってきた下の方すら出て来ない状況。大阪府として年間3回程度、相談支援専門員研修の実施を計画してくださっているので、門真市としては年度当初から各事業所に対して、研修修了するまでに時間を要するものの、その研修への受講のお願いを実施しているが「難しい」との回答をもらっています。法人の中で研修に人を出していくことが難しいのかなと思っています。

E委員： 一言で言えば人不足かなと思うんですね。十分なフルで満ちているほどの人がいるわけではないと思うんですね。例えば相談支援専門員になるために必要な実務経験がありますね。その経験を有している職員は違う部署で十分に使われている。役に立つ。力になる戦力なんですね。その戦力を割いてまで相談支援専門員をすると考えられるまで、各事業所に人は満ちていないというふうに思っているんですね。ですから確かに相談支援専門員の資格を有している人は沢山いるとしても、潤沢に回るほど動ける人はいないという人不足だと思うんですね。そしてそれに対して魅力的な報酬単価ではないかなと、そう思います。

会 長： 様々な課題や問題点が出てくるんですけども、どうすれば良いのか。解決策がちょっと弱いですね。

M委員： 質問よろしいですか。これは門真クラブとしての意見ではなく、私、個人の意見となってしまうのですが、私どもの法人も計画相談を担当する職員がおりますが、毎度毎度なんですけど不採算の事業でして、とても勉強になる業務ですので、とても大事な事業としてさせていただいているのですけれども回れば回るほど、お金のメリットはなかなか確保しづらい。スキルをととても要する業務なので、法人としてお金を持ち出す必要があるし、担当する職員のスキルも必要となると、そこに配置する職員を法人の中でどれだけ確保できるのかというと、小さな法人ではなかなか難しい。私どもの法人も大きな法人ではなく、小さな法人です。してほしい職員もいるし、チャレンジしてみたい良い業務だと思うんですけども、一步踏み出せない法人は推測するにあるのだろうと思う。例えば看護師であれば、A委員がおっしゃっていたことを聞きながら思ったのですけれども、法人に所属している現福祉職員を必ず相談支援専門員として配置しなければならないのではなく、フリーランスの相談支援専門員とかいうのを、一人当たりいくらといった形で相談員さんがしてくれるのであれば、福祉業界を退いた職員などがいるかもしれないと思ったのですが、そういう働き方が現在できないのかなと思ひまして質問させていただきました。あれば良いなど、人の確保という部分のところでの質問でした。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい、今までそのような考え方を持っていなかったのが事実です。その理由として、相談支援専門員は広く知識を有する必要があるという部分で、相談支援連絡会など様々な会議や研修会に参加して頂くとともに、相談受付や連絡調整等をつつでも受けることができるように職員体制を1.5名体制で配置することが事業所指

定の条件となっていましたので、フリーランスといった考え方がありませんでした。ただ現状を考えたときに、そのようなことも考えていかなければならない状況にあるのかなと思います。

A委員： もう一つ意見させていただいてもよろしいですか。聞きたいのですが、いま現在の相談支援専門員の方は、相談業務に専任できているのですか。それとも他の業務も兼任されていることのほうが多いのですか。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

兼務の方のほうが多いのが実情です。ただ門真市の特徴として、専任の相談支援専門員の方の比率が他市に比べて非常に高くなっています。

A委員： やっぱり人数が少ないのだから兼務の部分、それこそ他の方に振り分けたり、相談業務そのものではなくとも、それに付随する業務を補佐的な形で、相談支援専門員の資格がない方でも、これから相談支援専門員の資格を取得しようという方でも、補佐的に配置することができれば、相談支援専門員にかかる1ケースの負担が軽減され、その分相談支援専門員が持てる担当の人数も増えるというやり方っていうのもあるのかなと思います。

会長： はい、他ございませんでしょうか。何点か新しいというか、視点の違うアプローチが出てきたかと思えます。その辺も参考にしながら、この課題はずっとこの協議会の課題ということで、引き続き検討していかなければならないかと思えます。よろしいでしょうかね。

事務局： わかりました。

会長： はい、そうしましたら、次の議題に入っていきたいと思えます。議題3、門真市第4期障がい福祉計画の進捗状況及び取組状況等について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 池尻でございます。それでは私より、議題3 門真市第4期障がい福祉計画の進捗状況及び取組状況等についてご説明いたします。

それでは資料2-1をご覧ください。

左側の上の表は、居宅介護サービスの、身体・知的・精神・児童の障がい種別ごとの利用者数の見込みと実績値、対見込率をまとめており、その下の表は、同じく居宅介護サービスの、障がい種別ごとの利用時間数の見込みと実績値、対見込率をまとめたものです。以降も同様にサービスの種類ごとに利用者数の見込みや実績値、そして利用時間数または利用日数の見込みや実績値について表にまとめています。右側に記載のコメントは、サービスの内容の説明とともに、利用者の推移、利用時間数または利用日数の推移や傾向について記載しています。そして、第5期障がい福祉計画が30年度から32年度までの計画となっておりますので、第5期計画の見込み量についても記載しております。

特に、利用ニーズの高いサービスについて、また見込み量に対して増減の見られるサービスについて、コメントを記載していますので、コメントの記載のある部分を中心にご説明いたします。

まず、居宅介護です。これは、ヘルパーにより居宅で入浴・排泄・食事などの介護や家事援助を行うサービスです。

身体障がいのある人の利用人数はH27～29年度では減少傾向です。利用時間数は、

月平均では1人当たり約22.2時間となっています。第5期障がい福祉計画では、第4期計画の実績が減少傾向にあることを踏まえて、減少と見込んでいます。知的障がいのある人の利用人数は減少傾向にあります。利用時間数は増加しており、月平均では1人当たり約9.5時間となっています。第5期計画では、利用人数・利用時間数を共に増加と見込んでいます。精神障がいのある人の利用人数は増加傾向で、利用時間数は月平均では1人当たり約8.5時間となっています。第5期計画では、利用実績が減少傾向であったことから、減少と見込んでいます。児童は利用人数が年々減少しており、利用時間数は見込み数を大きく下回っています。第5期計画でも減少と見込んでいます。

次に、2ページをご覧ください。重度訪問介護です。これは、行動上著しい困難がある人に対する居宅での入浴・排泄・食事の介護のほか外出中の介護など、総合的な支援を行うサービスです。身体障がいのある人の利用人数は、ほぼ見込みどおりで横ばいとなっています。利用時間数は見込みを倍以上上回っています。第5期計画でも約倍近い時間数を見込んでいます。

次に、3ページをご覧ください。同行援護です。これは、視覚障がいのある児者に対し、外出時において移動に必要な情報提供や移動の支援等を行うサービスです。利用人数は児童は減少傾向で推移していますが、身体障がいのある人は見込み以上に増加しています。利用時間数も児童は減少傾向で推移していますが、身体障がいのある人の場合、見込み以上に増加しています。第5期計画では利用人数・利用時間数ともに第4期計画期間の平均から見込んでいますが、結果として利用人数は減少の見込みとなっており、利用時間数は増加の見込みとなっています。

次に4ページをご覧ください。行動援護です。これは、行動に困難があり、常に介護の必要な人を対象に危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介助等を行うサービスです。知的障がいのある人の利用人数は、見込み以上に増加しており、約1.4倍となっています。利用時間数は、見込み時間数に比べて倍近くになっています。第5期計画では、実績時間と同等の時間数になるよう大幅に増やして見込んでいます。

次に、5ページをご覧ください。生活介護です。これは、常に介護を必要とする人を対象に、主として昼間、施設で食事・入浴・排泄等の介助、日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するサービスです。知的障がい者の利用人数・利用日数に見込み以上の伸びがあるため、第5期計画ではいずれも今後の利用の伸びを見込んでいます。

精神障がいのある人の利用人数は、見込み数に比べ倍近い伸びがあるほか、利用日数も倍以上の実績があるため、第5期計画でも伸びを見込んでいます。

次にちょっと飛びます。7ページをご覧ください。短期入所です。これは、一時的に夜間も含め施設で行う入浴・排泄・食事の介護等を行うサービスです。

知的障がいのある人の利用人数は、伸びが大きく、利用日数も見込み日数に比べ2倍以上増加しています。第5期計画では、地域生活支援拠点を整備する予定であることから、この拠点でのサービス利用を見込み、いずれも大幅に増加と見込んでいます。児童では、利用人数・利用日数ともに増加していることから、第5期計画では、いずれも大幅に増加と見込んでいます。

またちょっと飛びますが、9ページをご覧ください。就労移行支援です。これは、一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。利用人数は、身体・知的・精神障がいのある人はいずれも見込み量より多くなっており、第5期計画では利用者数の見込みを大幅に増加しています。利用日数は、身体障がいのある人の利用日数の増加が顕著であるため、第5期計画の見込み日数も、大幅な増加としています。

次に、10ページをご覧ください。就労継続支援A型です。これは、一般企業等への就労が困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う、雇用契約に基づく就労を行うサービスです。利用人数は、身体・知的・精神障がいのある人いずれも見込み量より多くなっており、第5期計画では大幅に利用者数の見込みを伸ばしています。利用日数も、いずれの障がいのある人も増加が顕著であるため、第5期計画の見込み日数も、大幅な増加を見込んでいます。

次に、11ページをご覧ください。就労継続支援B型です。これは、一般企業等への就労が困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う、雇用契約に基づかない就労を行うサービスです。利用人数は、精神障がいのある人の利用が伸びており、また利用日数も、同様に精神障がいのある人の利用が伸びているため、第5期計画でも精神障がいのある人の見込み量を増加しています。

次に、12ページをご覧ください。共同生活援助です。これは、主として夜間、共同生活の場において相談・入浴・排泄等の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。利用者数は、精神障がいのある人の利用が見込み量より多くなっています。また、知的障がいのある人の利用も、見込み量を下回ってはいるものの、利用者数は伸びており、地域生活支援拠点での利用を考慮して第5期計画の利用者数を増加して見込んでいますが、結果として見込み量は第4期計画の実績より下回っている状況です。

次に、13ページをご覧ください。計画相談支援です。これは、障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい児者に対して、サービスの支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画を作成する、また、サービス等の利用状況の点検・評価を行い、計画の見直しを行うサービスです。利用者数は、身体・知的・精神障がいのある人・児童のすべてにおいて、大きく増加しています。第5期計画においても、サービス等利用計画の作成・モニタリングの頻度等について見直しを行いながら、計画相談支援の利用が進むように取り組んでいくため、利用見込み量を大幅に増加しています。ただ、先ほどにもありましたように人員不足が問題になっていますので、この辺も実際の進捗がどうなるか今後検討させていただきたいと思います。

次に、16ページをご覧ください。移動支援事業です。ちょっと飛んでいます。地域生活支援事業の中の移動支援事業です。これは、屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行うサービスです。利用者数は、身体・知的・精神障がいのある人・児童のすべてにおいて、見込

み量を下回っています。また、利用時間数も同様に、すべての障がい種別、児童において見込み量を下回っています。そのため、第5期計画では、第4期計画の実績値に基づき見込み量は減少しています。

次に、17ページをご覧ください。児童発達支援・医療型児童発達支援です。これは、未就学の障がいのある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、指導・訓練などの療育を行う。また、医療型児童発達支援は肢体不自由児に対して同様の療育・治療を行うサービスです。利用者数・利用時間数、共に変動はあるものの、総じて横ばいで見込みどおりとなっています。第1期障がい児福祉計画では、民間事業所の参入もあることから利用日数の増加を見込んでいます。

次に、18ページをご覧ください。放課後等デイサービスです。これは、就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立の促進、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。放課後等デイサービスでは、利用者数・利用時間数、共に見込み量を大きく上回り、1.4～1.5倍の利用実績となっています。第1期計画では、これまでの利用者数の伸びを考慮して、また、1人当たりの月平均利用日数については、できるだけ多く利用していただくように、見込み量を大幅に増加しています。

次に、その下の表をご覧ください。保育所等訪問支援です。これは、保育所等を現在利用中の障がいのある子どもや今後利用する予定の障がいのある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進するサービスです。このサービスは、市内では市立こども発達支援センターのみで実施しているため、利用者数の伸びは限られているものの、当初より3倍の利用実績となっています。継続利用を希望する利用者が多いものの、新規利用者への提供を優先する必要があることから、今後も受け入れ可能者数を増加する予定です。第4期計画の見込み量は年間の利用人数を見込んでいたましたが第1期障がい児福祉計画では、大阪府の考え方をもとに、月平均利用回数を見込んでいます。

次に、その下の表をご覧ください。障がい児相談支援です。これは、障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある子どもに対し、適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画案を作成し、支援するサービスです。このサービスは、児童発達支援・放課後等デイサービス等のサービスを利用する場合に、作成するサービス等利用計画であるため、28年度には計画作成を推進したことに伴って、利用者数は著しい伸びを示しています。今後も新規利用者数を含めたサービス等利用計画の作成を継続して推進していくため、第1期障がい児福祉計画の利用者数の見込みを大幅に増加しています。これも大人のサービス等利用計画の作成と同じようなお子様の計画になっていますので人員不足の問題も絡んできています。

以上で、門真市第4期障がい福祉計画の進捗状況及び取組状況等についての説明は、終わらせていただきます。

会 長： はい。ありがとうございます。ただいまのご説明に関して委員の方からご意見、

ご質問はございませんでしょうか。

E委員： 12ページでわからないので教えてほしいのですが、12ページの共同生活援助の丸のしるしの付いた1行目の最後の方に「また知的障がいのある人の利用も、見込量を下回ってはいるものの利用者数は伸びており」と書いてありますが利用者数は下回っていますか？これがちょっとわからない、どのように表を見てよいかわからない。

事務局： 知的障がいのある方の見込量と申しますのが、共同生活援助の表の知的障がいのある方の横の見込量のところになります。この見込量と実績値を比べますと見込量を下回ってはいるものということは、例えば29年ですと127を下回って106が実績値になっているということになります。ただ、利用者数としては伸びていますので見込量を下回っていますけれども利用者数は伸びているというコメントを入れさせていただいています。

E委員： 分かりました。ありがとうございます。今理解できました。

会 長： 他ございませんでしょうか

L委員： 2ページなんですけれども重度訪問介護が重度の知的障がいが使えると喜んでいましたが、受けてくれる事業所がなかなかない。なので相談支援事業所と同じようにたぶん報酬単価が少ないらしくお願いすると居宅で使ってもらえませんか、とかです。ね、なかなか本人側としては、重度訪問介護を実は使いたいんだけども事業所さんが行動援護と居宅をつなぎたいということで、私たちはしんどい子どもをみていただくのでそれを見ていただけるんだったらということでなかなかこれが使えてないんです。なのでここを事業所さんにアプローチをかけていただいてぜひ受けてくださるように知的障がいのしんどい子どもたちの支援をお願いしていただけるともう少し利用できるのではないかと思います。

事務局： 以前からこのサービスは、事業所さんから、報酬が下がるので嫌われる傾向にあるんですけれども、このことを大阪府に言いますと、「どこの事業所ですか。そんなことというのは。」という言い方でこられるんですけれども、なかなかそこが利用者さまとの関係もありますし強く言えないところもありまして、制度的な問題でもあるかもしれませんが大阪府にもしっかり伝えさせていただいて、利用者様がしっかりサービスを受けていただけるようにやっていきたいと思えます。

会 長： 他ございませんでしょうか

I委員： 18ページの放課後等デイサービスについて、興味があります。と言いますのは、どこの支援学校もですが数年前と格段に放課後等デイサービスの利用者が増え、そして、学校に迎えに来ている順番待ちをしている車を見ているところですが、教員の立場として今後非常に連携が必要なサービスの事業所さん等であるけれども、たとえば支援学校を従来的に卒業する時の進路支援については先の事業所等のところで歴史的にも把握があるなかで動いているのですが放課後等デイサービスのサービスの質についてそれぞれのご家庭の方でという時代を迎えていると思うんですけれども果たして、我々の児童、生徒さんの保護者さんがよりよいサービスを使うための情報提供がこの行政の中ではどのような仕組みで情報を取る機会があるのかどうか気になるところです。その中、非常に伸びているところを見て取る中でみなさんも努力していただいていると思うんですが府立支援学校の大阪府推移では、あと10年の間で知的障がいの在籍数が1400人増えるという見込みが報道提供されている

ことから放課後等デイサービス見込量も伸びていく傾向が強いということもこの際この席をお借りして述べさせていただきます。まずは、サービスの質というところについて事故のない見守り等が必要だと思えますしその辺何かありましたら教えていただきたいです。

事務局： 国の方でも放課後等デイサービスが24年度から開始しましてからまず制度ありきで始められたんですけれどもすぐにその問題が上がってきまして、国の方でもガイドラインを作られてこのガイドラインに沿った内容で療育をすることという示しがされまして、それ以降、大阪府さんでも実地指導に入られる際にはどのような療育がされているのかを重点的に、放課後等デイサービスですとか就労系のサービスで中身が気になるA型の事業所ですとか、重点的に実地指導に入られているところです。門真市の方でも学校教育側からも今年度支援学級に新たに入られたお子さんが50人程おられるとお聞きしております、放課後等デイサービスに繋がるであろうと予測はしています。そして、門真市の方では情報提供としまして、門真市障がい児通所支援事業所ガイドブックというものを年度ごとに改定しております。こども発達支援センターが集約しております、民間の事業所とこども発達支援センターと関係機関で構成している事業所の連絡会で取りまとめておられるものです。こども発達支援センターのホームページからも見ていただくことができますと思います。そして、国の方でも事業所の情報提供についてシステムを充実していくということで、障がい福祉サービス事業所を紹介していますWAMNETが、9月ぐらいを目途にいろんな事業所のサービスの中身をネットに載せるということで、現在情報を集約されているところです。予定通りに9月ごろにきちんとアップされるようになりましたら行政にも連絡がありますので、ご活用ができるようになりましたら、お知らせさせていただきますと思います。

会 長： はい、他ございませんでしょうか

B委員： 保育所等訪問支援の方なんですけど、新規の利用者もたくさん増えていく中、こども人員不足が多くてという形だと思いますが、この中にも継続して支援が必要な方と、とりあえずアセスメントをして繋いでいく必要がある方がおられるかと思いますがそのあたり、次につなげていくことはどのようになっているのか教えてほしいです。

事務局： 保育所等訪問支援についてなんですけど、基本的にこども発達支援センターのほうで実施していただいております。継続の方も新規の方も一旦こども発達支援センターの心理士さんとか専門のOT、PT、STさんとかが実際に学校もしくは保育所に行っていただいて、この方が本当に保育所等訪問のサービスの必要性があるのか何か別なフォローはできないのかを一旦考えていただいている形になっております。その中で必要性があれば、支給する流れになっています。おっしゃっていただいているように継続を希望される保護者は非常に多いと、半分以上の方が継続を希望されると聞いています。その中で、専門家からみても終結してもいいかな、という方がいても親御さんの不安があるがために継続ということもあるとお聞きしています。継続しながら次の更新の時は放課後等デイサービスで補えるのであれば、放課後等デイサービスを紹介してもらったり、学校で補えるのであれば指導ないし助言をし、終結という方向でやっているとお聞きしています。

会 長： 他ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。そうしましたら引き続きまして、資料 2-2. 3. 4 のご説明をお願いいたします。

事務局： 続きまして、私より、障がい福祉計画の取組状況に関する、資料 2-2、2-3、2-4 につきまして、ご説明いたします。

それでは資料 2-2 をご覧ください。

「NPO 法人 門真市手をつなぐ育成会」様より要望された、「自転車を使用した移動支援事業の実施について」、現在検討を行っている状況について、報告いたします。この移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行うサービスですが、本市の契約する弁護士である行政ロイヤーに「自転車を使用した移動支援事業」の実施の可能性について相談した結果、移動支援事業のサービス提供事業所が実施可能であり、本市もその報酬の支払いが可能であれば、実施の可能性はがあると助言を受けました。国の障害者総合支援法に基づくサービスに位置づけられている地域生活支援事業の実施要綱によれば、移動支援事業は市町村事業として市町村の実情に合わせて実施ができる市町村裁量が認められた事業であり、移動支援事業の提供中に事故等が発生した時の補償は、契約上サービス提供事業所が負うことになるものであるため、そのことを踏まえて、本事業委託契約事業所が自転車を使用した移動支援事業が提供できると判断すれば、利用につながるものであるとの見解です。市の平成 30 年度移動支援事業委託契約事業所 98 事業所にアンケート調査を実施し、まとめを行いました。アンケート期間は、平成 30 年 6 月 29 日～同年 7 月 20 日までとしまして、本日の時点での回収率は、47 事業所で約 47.9% です。このうち門真市内の事業所からは、34 事業所について回答をいただいています。この自転車を使用した移動支援事業の実施について、事業所向けアンケート調査のまとめから報告いたします。結論は、平成 30 年度第 2 回本協議会において報告予定としていますので、今後検討を行うため、委員の皆様からのご意見をお願いいたします。

次に、資料 2-3 をご覧ください。これは、今回実施しましたアンケート調査票です。事業者には、自転車を使用した移動支援事業が実施できるか、できないかをお聞きし、実施できる状況、実施できない状況に関する理由についてお聞きしました。

次に、資料 2-4 をご覧ください。アンケートの送付方法は、メール、FAX、郵送のいずれかで行っています。現在、回答いただいた 47 事業所のうち、実施できると回答いただいた事業所は、6 事業所で、そのうち門真市内の事業所は 1 事業所でした。実施できないと回答した事業所は 41 事業所で、そのうち門真市内の事業所は 14 事業所でした。

次に事業所からいただいた、主な意見についてご紹介します。

まず、資料 2-4 の実施できる事業所のアンケートから載せております。実施できる内容といたしましては、「特に自転車を利用するしないの記載はないので今後は自転車の利用時の注意点や保険の加入などの記載を必要とする。」「補償と安全面の確保。利用者様の身体面について可能である場合。」「自転車事故は、利用者の保険で対処する。」その他、「事業所の保険に関しては、特に変更はなく、自転車のルール等の再認識の必要あり。」「実施を検討したいが、行き先の駐輪代は誰が負担するの

か、利用者様、ヘルパーなども皆自転車保険に入ることが条件になると思う。」「補償や責任の明確化、対応可能なヘルパーの確保、スキルアップ。」その他、「実施でき、現在の安全確保、ヘルパーのスキルなども含め貴事業者で対応できること」としましては、「利用者側の保険加入の際の証書のコピー、自転車置き場の料金負担、自転車での事故の際の責任については自己責任とする。」「利用者には保険に加入してもらっている。事故対応は歩行時の転倒と同様に考えます。」というようなご意見を頂いています。

実施できないと回答された事業所では、「損害賠償の契約内容の変更が必要になり、保険料の上昇が危惧される。事故発生時の責任の所在が不明のため、保険料の上昇に見合うだけの委託料金の引き上げ、或いは、市の補償が必要です。」「ヘルパーと利用者様が別々の自転車を使い、移動する際に横並びで走行することは難しいと思います。縦列で走行し何かあった時（自転車の転倒など）ヘルパーは自転車を止めてからしか対応できません。歩行者道路や車道と自転車の走る道がきちんと決まっていないう以上、歩行や交通機関利用のガイドと違い責任の所在が難しいと思われるため。」「自転車に乗っている状態でとっさの対応が難しく、外なので交通事故などの発生リスクが考えられるため。」「A市では、自転車での支援を認めている利用者様もおられますが、弊社ではお受けしていません。以前、他市で自転車での移動支援中に利用者のスピードにヘルパーがついていけず見失ってしまいました。」ということもお書きいただいています。「ヘルパーの高齢化もあり体力的に難しい。」というご意見等もいただいております。時間の関係でかいつまんでお知らせしますが、このようなご意見を頂いております。資料に記載の意見は、現時点でのすべての意見を集約したものとなっております。もしご意見がございましたらよろしく願いいたします。

会 長： ありがとうございます。何かご意見ご質問ございませんでしょうか

L委員： 今回、市に要望をした内容を取り組んでいただいております。ありがとうございます。親が生きている間は、移動に自転車を使って余暇活動であったり、本当に京阪というところ、この門真市というところはそんなに坂もなく、門真市民プールとしているところがラクタブドームでその横の道路はバスが非常に少なく、移動支援を使っていくと電車で京橋を回って行くので非常に困難で、いい施設があるのになかなか利用ができないんです。親と行くときはおおむね中央環状線の横の所は自転車が割と通りやすいのでそんなに危険を伴わずに自転車で通行できるものですから、重度の息子でも自転車を使っています。帰りにバスを待ったりする方がパニックになってしまいます。待たずに移動できる手段は本人にとっても快適なものようです。他の方は、家が駅から遠いという理由で、駅までの移動に自転車を使ったりと希望される方が多いです。確かに安全面ではここに書かれているように誰がどうかいろいろ課題があると思います。それでも、歩いて自転車なしでも元気にヘルパーを振り払って、時には見失う方もいらっしゃるの、いろんなところにまだまだ課題があるかと思えますけれども、その人の暮らしがその人らしくできるように、何かいろんな安全の管理であったり、どちらが責任を負うかとかいろいろなハードルが高いかと思いますが、ぜひ使えるものとして門真市として進めていってほしいと思っています。その課題に対してもみなさんにどんな風にこれが実現できるか

どうかを判断していただければとても嬉しいと思います。

会 長： ありがとうございます。これは、市としてはまだ実施する、しないとかは判断していますか。

事務局： 現段階で調査がやっと終わったところでして、集約した所ですので、この意見を踏まえまして、また本協議会でいただいた意見を踏まえたり、あと、行政ロイヤーにもう一度ご相談するとかいろんな確認をさせていただいた上でできれば、今年度の2回目に報告させていただければと考えています。検討がもし長引けば、2回目に結論が出ない場合もあるかもわかりませんが、一応そのように考えています。

会 長： 顧問弁護士さんも。

事務局： はい、できないわけではなく可能性はあると伺っています。

会 長： この件につきまして、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。特段、絶対反対という意見がないので、あとは、行政と弁護士さんと団体さんと協議するということになるでしょうかね。それでよろしいでしょうか。

H委員： 他市で認められたプロセスを参考にしてもいいのかな、と感じました。

L委員： 他市が自転車の移動支援を認めているのを個別に聞いているのではなく、大阪府が身体の団体さんの表を手にしていた時に、移動支援を認めているのが大阪府下で何市かあるのを見ました。市の方にも、行っていると思います。

事務局： 今回門真市で契約している事業所で、情報提供としていただいているものとして2市ありました。それ以外はわかりません。認めていない市について書かれている場合もありアンケートの結果として載っているという事です。

会 長： そうしましたら、次の議題にいきたいと思います。議題4 障害者優先調達推進法に係る平成29年度の取組状況について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 東谷でございます。それでは、私より、議題4 障害者優先調達推進法に係る平成29年度の取組状況について、ご説明させていただきます。

障害者優先調達推進法につきましては、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を図るため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを目的としまして、平成25年4月1日に施行されております。平成29年度の調達実績につきましては、資料3-1をご覧ください。役務については、実績がございませんでしたが、物品については、庁内7課から市内6施設に対し、耳かき付綿棒セット、お弁当、災害用備蓄物資、ゴミ袋等の発注を行った結果、物品の当初の目標額200万円を超える2,154,616円の実績を上げております。また、平成25年の法施行からの目標と実績につきましては、次の資料2のとおりとなっております。役務につきましては、未だ実績はありませんが、物品におきましては、毎年目標を超える実績を上げております。なお、障害者優先調達推進法第6条におきまして、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成が義務づけられておりますことから、資料3-3のとおり、平成30年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を平成30年5月23日に制定し、5月23日より市HPにて公表を行っております。30年度につきましても、前年度実績を上回る調達目標として、物品は260万円、役務は10万円と設定しており、物品

につきましては、現時点におきまして、文化・自治振興課にて、ポケットティッシュ、多言語啓発冊子、危機管理課にて、アルファ化米、缶入りパン等の災害用備蓄物資の発注が予定されております。今後につきましても、30年度の調達目標の達成に向けまして、障がい者就労施設等と一層連携を密にするとともに、庁内における制度趣旨の周知徹底を図り、全庁的に物品等の発注拡大に取り組んでいきたいと考えております。

障害者優先調達推進法に係る平成29年度の取組状況についての説明は、以上でございます。

会 長： ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

E委員： 障がい福祉を考える会で門真市の美化推進運動を協力させていただいています。それは役務費には入りますか。

事務局： それは入ります。

事務局： 次回の報告になります。

E委員： 災害用備蓄物資はなくなる可能性があります。業者がなくなるので。

A委員： 30年度の目標額は前年度分よりも上にはなっているんですけども、それまで29年度までは前年度実績よりも目標が下回っているんですよ。これはなぜなのでしょう。むしろ、前年度より上にするのが目標ではないのでしょうか。どうゆう基準で目標値を決めて来られたのかと思ひまして。

事務局： 28年度の目標が前年度より・・・

A委員： あ、そうか、僕が勘違いしていました、ごめんなさい。

会 長： 他何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、次の議題に行きたいと思ひます。議題5 門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 東谷でございます。それでは、私より、議題⑤ 門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業について、ご説明させていただきます。

資料4-1をご覧ください。門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業は、門真市第5期障がい福祉計画に基づき、障がい者などの高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者などやその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、多機能拠点型の地域生活支援拠点の整備を、公募にて選定しました事業者、社会福祉法人 門真共生福祉会に市の保有している土地を有償貸与し、民設民営方式による施設の建設及び運営を行うものとしております。この事業の必須事業項目と致しまして、重症心身障がいや強度行動障がい等のある方も含めた障がい者（児）のグループホーム14床、短期入所6床、合計20床の設置、障がい者（児）等の相談支援及び障がい者虐待等、緊急時の平日夜間と祝休日の対応としております。また、必須事業項目のほか、付加機能につきましては、サブ協議会での意見等をふまえて、「居場所づくりの場の提供」、「宿泊体験等としての活用」など、資料の「3付加機能に関する検討状況」に記載しております項目について、本市と事業者で協議を進めております。事業運営開始までのスケジュールにつきましては、資料4-2をご覧ください。7月25日に建築事業者が決定し、工事着工は、8月6日となっております。地域生活支援拠点の周知・お知らせにつきましては、市広報9月号、

10月号及び12月号に掲載し、また、市ホームページも活用していきたいと考えております。建設につきましては、平成31年1月中に竣工し、平成31年2月1日に開設・内覧会及びオープニングセレモニーを行う予定となっております。門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業についての説明は、以上でございます。

会長： ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

E委員： グループホームの14床と書いてあるんですけども医療的措置のある方の条件がありますね、それから前の道路が下水道工事しているのかな、着工がすこしずれるんじゃないかな。前の下水道工事ができないと着工できないと聞いていますが。

事務局： 下水道工事につきましては、並行して行っていくということで8月6日の着工としています。当初は、医療的ケアの受け入れは難しいと事業所から聞いています。

B委員： いくつかの医療的ケアが可能かと考えられているのか、年齢はいくつかから受け入れ可能かと考えられているのか教えてほしい。

事務局： 医療的ケアにつきましては、胃ろうとか痰吸引とか軽いケアの方から重度の方までいらっしゃるかと思えますけれども、受け入れが難しいかもと事業所からはお聞きしています。まず、これからどういう方が入居されるか、これから募集されますし、その中で事業所が決めていく話になりますので具体的にイメージはないんですけども、開設当初の段階では医療的ケアの方は難しいだろうと、運営していく中で将来的に受け入れ可能にしていこうという考え方でいます。

それと、年齢ですが、短期入所は、18歳以下の方もお使いになれるんですが、大人の方のニーズがかなり高いのでそちらの方を優先に、おそくなるかと思っています。市内に児童の短期入所の民間の事業所がございますので、その所の活用も含めまして協議していきたいと思っています。

L委員： 個人的にも図面を見ているんですが、2階建てで、男子・女子のそれぞれの階に、短期入所とグループホームが同じフロアに作られていたんです。毎日自分のおうちにお客さんが来るグループホームってどうなんだろうってすごく思うんです。それが門真市地域生活支援拠点でいいのか、これが門真共生福祉会のグループホーム、短期入所っていうのであれば私は全然そうなんだなって納得するんですが、門真市の地域生活支援拠点に同じフロアにほんとに壁、ドアもたぶんなかったかな？とっていて、詳しいことはよくまだ図面なので私が見きれていないかもしれませんが、強度行動障がいがある人がそこに入って他の人たちに影響なく過ごせるのだろうか、すごい言葉と建物にギャップを感じています。最近はたくさんグループホームができて同じ住所でも入口が違って5人づつしか対面しない、同じ建物の中に同じ階段を使わないでいいような構造にするとか、非常によく考えられた建物がある中で、今新たに新築されるもので門真市地域生活支援拠点の建物の中の構造が、本当に実際に進んでいるのでお金もかかることでしょうし、非常に残念な設計だったんです、私が見た限りでは。その辺を門真市地域生活支援拠点の建物として門真市は本当に将来、建物として門真市は本当に医療的ケアが難しい、将来頑張ります、と言われても非常に疑うわけではありませんが、今後に期待ができるのか、強度行動障がいがある方を実際どれくらい対応できるのか、そういったけれど始まったら困難なひとがはじかれて結局支援のしやすい人たちの居場所になるということがなく、

本当にきちんとやったださるように市は責任を持って進めていただかないと次の協議会が2月で建ってしまっているんです。あいだに私たちがここで協議して、これやっぱりあかんかったと話し合う場面がないのです。その辺大きな不安があって、今日実際に図面も出せたはずですし、みなさんにももっと意見がもらえたのではないかとすごく大きな不安を感じています。以上です。個人的な意見です。すみません。

会 長： はいどうぞ。

C委員： この地域生活支援拠点等の建設ということで、これの大きな目的は、やはり障が者の重度化、高齢化や親亡き後ということが言われていますが、これはやはり、医療的ケアが必要な方が優先的に入るという事がまず必要かなと、こういった方が優先的に入ることがまず必要かなと。看護職員の配置はされるのでしょうか。看護職員が配置され、「医療的ケアの人が」、「短期入所が可能な」、と特に国も言っていると思うんですが、スタートが先ほどから言われているように大事だと思いますし、ここにも「重度心身障がい者や」と書かれていますし、「強度行動障がいの人」と書かれていますので何らかの医療的ケアの人、例えば、人工呼吸器の人もいらっしゃるかもしれませんし、門真に40.45人の方がいらっしゃると思いますし、まず、その人らを優先的にという事が言われているのではないかな、と思うんですけれども。

事務局： 当初は、看護職員は日中はいるんですけど、夜間は不在というふうに聞いております。そのスキルを高めたり、医療機関との連携をきちんととった上で、受け入れがしっかりできるように、しっかりやっていきたいと協議の中では言っております。医療ケアの方もしていくんですが、今は重度の障がいがある方の方が圧倒的に利用ニーズがあるということもありますのでそういった方の受け入れをやっていくとか、循環型ですよね、グループホームでもずっとそこにお住いになる訳ではなくて、地域にもしっかり移っていただけるような、地域のグループホームにも行っていただけるような拠点でのしっかりとケアの中で、支援の中で、地域にも広がっていただけるような形で循環型の支援を考えていただいていますので、そういったところで拠点の役割としては、支援の中心になるということをめざして、今現在は当初開設をしていく予定で協議しております。

A委員： これはちょっと気になっていたんですがね、重度心身障がい者、強度障がいのある方を受け入れられる、受け入れてくれる施設はあんまりないと思うんですよね。しかも、支援者というか、保護者の高齢化を見据えてという事であったら循環型というのはちょっと無理がある。じゃ、その人がどこに行くのか、家にも帰れないし、アパートで一人暮らしもできへんしということやし、そういった人たちは循環型でなくてどんどん貯まって、満床になっちゃうとか。それか、はなから受け入れられません、という形か、そこを受け入れてくれる施設を充実していくとか、また必要になってくるのかな、と思うんですけど。

事務局： 拠点の付加機能の中で、グループホームと短期入所は絶対なんですけれどもその他の付加機能でいろんな、サブ協議会を含めたところで意見をききましたところ、ずっと同じ人が使うのではなく、いろんな人が使える施設にしてほしいというニーズも聞いておまして、そういうことを検討、いろんな意見を聞いてやっていくと考えますと、ずっとお住いになる重度の方はなかなか移ることは難しい方もいらっ

しゃる一方で、施設から移って来られる方とか、まずグループホームに慣れることから始めてもらってそれから拠点での支援を受けていく中で地域を中心としたグループホーム、その他のグループホームに移っていただくとか、そういったイメージで一部の方は循環する、一部の方はそこにお住いになる、というイメージを現在のところ分けて考えているところです。ですので、門真で拠点が一つで、全然ニーズを満たさないですが、数年前ではグループホームを利用されたい方が50人程度おられるということを集約していますので、そこからしましたら社会資源は全然足りないのですが拠点を中心にそのスキルをしっかり伝えていくような形でさらに拠点を中心とした整備をしていくことも将来的に構想の中で必要だと考えています。

A委員： それやったら、先ほどの設計の話ですけれども、一人暮らしの練習を短期入所で、ショートステイをする軽度の、ある程度の自立が望める人たちの循環していく側と強度行動障がいとか重度の人の循環しないよ、っていう何床かを完全に分けちゃった方がやりやすいちゃ、やりやすいと思うんですよね。それがベストかはともかく同じフロアで見ていくのはスタッフの負担も大きいと思うし、入居されている方の負担も大きいと思うんですよ。

B委員： 文書として書いてあるのが、「重度心身障がい者や強度行動障がい」となっていると現実作ろうとされている、やっていかれようとしているのとちょっと差があるように私は感じているのですが。初めから難しいところはなかなかいけないのであれば、それはそれでいいと思うので、今どこにポイントを持って行っている、今後はやっていかないといけないのはこっちの方向もある、ということを整理しておいていただく方が次に進んでいけるのではないかと考えています。感想です。それとやはり、生活する場所とその方にとっては、生涯の場所と私は思うんですが。先ほどそこへはお客さんが来られて刺激になることもあるけれどもショートステイは常に変わっていく中で、逆にある程度安定してしていかないといけない人が多い中でそこをやっていかれる中で動線を考えていくとか、ちょっと工夫が必要なんじゃないかなと思います。

会 長： 他ございませんでしょうか。

I委員： 今、焦点化されている方たちでない側のニーズで必要だという意味で短期入所の所の部分について3番の付加機能に関する検討事項のところでお願いさせていただきたいです。サブ協議会等で私は意見をいう事ができないので、支援学校に長く勤務した者として社会自立に向けての課題という所の4点目の一人暮らしのための練習の場、宿泊体験の活用という所をぜひ付加機能として残してほしいと思っています。短期入所のイメージは何か緊急事態が親御さん、あるいは本人を取り巻く中で虐待等の状況があった時のイメージで、若い障がいのイメージが大きいかなと思うんですが、地域の生活支援拠点ということで最終的に自分で自立して親亡き後に生きていくためには就労と一緒に暮らしの部分がとても大事なんだけども親の支援が弱かったり、家庭の事情でいきなりアドバイスがあったとしても、その対応しなければ一人暮らしに移行できない人々をたくさん見てきました。その意味で18歳以下である程度そういうような見込がある人について、また、親も含めてそういうような生きていくイメージとして宿泊体験の機能は残していただければと思います。親亡き後の中でももちろん重度という意味では違うかもしれませんが高齢化というこ

とて言えば地域の作業所等で就労を目指して、訓練を積んでいる方でもなかなかそこには踏み出せない方も、少し応援の機能として付加機能について「本市と協議」と書いてありますのでこの場をお借りしてお願いさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。他ありませんでしょうか。いろいろご指摘がありましたので、少し変更できる部分とできない部分とがあるかと思えますけれど、現在で変更できる部分はできるだけしていただいてそれと当初でないけれども、ある程度の見通しをもって医療的ケアの問題とかそういったところに関しては、ちょっとその辺も視野に入れた事業所さんとの協議という事も市のほうにもお願いしたいと思っております。そしたらこの件に関しましては、よろしいでしょうかね。それでは、最後の議題6になりますけれども、その他の自殺対策計画策定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 東谷でございます。それでは、私より、議題⑥ その他、自殺対策計画策定について、ご説明させていただきます。平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村における自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、門真市においても本年度中に策定を行うこととしております。策定スケジュールにつきましては、資料5をご覧ください。外部委員で構成する「門真市自殺対策計画審議会」及び庁内の課長級で構成する「門真市自殺対策計画策定委員会」をそれぞれ年4回開催し、8月に「市民アンケート」実施、1月には、「パブリックコメント」の募集をしまして、来年3月に策定する予定としております。自殺対策計画策定については、以上でございます。

会 長： 門真市自殺対策計画策定スケジュール（案）のご説明をいただきました。これに関して何かご質問はありませんでしょうか。それでは、今後の会議の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 第2回目の本協議会は、来年2月中を予定しております。12月から1月にかけて日程調整をさせていただき予定にしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

会 長： ご質問等ございませんでしょうか。

D委員： こういった会議をするとお金がないとか人が足りないとかの話になるのですが、民生委員児童委員協議会なんですけども、協議会としても何らかの形で動ける方法、お力になればと思っています。事件が起こると、障がい者の方が犠牲になられたりして、それが起きると民生委員が把握できなかったのか、といつもクレームが来ているんですが、基本ボランティアでやっているのではなかなかそういう情報を把握するのは難しいところもあるんですけれども、できれば情報交換といいますか、個人情報に関して大変うるさくなってきておりますんでね、親御さんなんかもいます

ので、できれば情報交換をちょっとでもしていただければ、ちょっとでもお力になれるかと思います。以上です。

事務局：ありがとうございます。先日、地震がありました時に、聴覚障がいの方でお困りの方もいまして、ご相談を受けましたし、こちらもお伺いするに合わせて民生委員とのつながりを持っていただいた方がよいかとご紹介をさせていただきました。ご相談、見守りをしていただけるような形で民生委員さんにご協力していただいたこともありましたので、今後も障がい者の方々が地域で見守っていただけるように、こちらそ宜しく願いいたします。

会長：本日は予定しておりました案件は終了いたしました。かなりの時間をオーバーいたしました。長時間ありがとうございました。皆様、今後ともよろしく願いいたします。